明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（三五八）　二
○消費者安全法施行令の一部を改正する政令（三五九）　二
○下水道法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　二

〔告　示〕

○平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（**中央選挙管理会**八）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五八）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**五九）　三
○国際司法裁判所規程第三十六条2の規定に基づく国際司法裁判所の強制管轄を承認する日本国の宣言書の寄託に関する件（**外務**三四五）　三
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二一一六～二一一九）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二一二〇～二一二三七）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**関東地方整備局**三五一）　九
○浄化槽の型式の認定を更新した件（**北陸地方整備局**一一二）　一〇
○道路に関する件（**北海道開発局**一六三、一六四）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

一一

〔褒　賞〕

一三

〔人事異動〕

官庁事項　一三

〔官庁報告〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部）　一三

〔公　告〕

諸事項　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五八号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二六年法律第七一号）の一部の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇消費者安全法施行令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（消費者庁）

1　登録試験機関の登録の更新期間

消費者安全法（平成二一年法律第五〇号。以下「法」という。）第一一条の一二第一項の政令で定める期間は、五年とすることとした。（第八条関係）

2　消費者庁長官に委任されない権限の追加

法第四七条第一項の政令で定める消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限について、次の権限を追加することとした。（第九条関係）

㈠　登録試験機関の登録（法第一一条の一一第一項）

㈡　登録試験機関の登録の更新（法第一一条の一二第一項）

㈢　登録試験機関の登録の取消し（法第一一条の二二）

3　施行期日

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二六年法律第七一号）の一部の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（国土交通省）

1　特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるトリクロロエチレンに係る排水基準を強化することとした。（第九条の四関係）

2　公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督又は維持管理を行う者の資格要件を緩和することとした。（第一五条及び第一五条の三関係）

3　この政令は、平成二七年一〇月二一日より施行することとした。